

## 第1条（名称）

このクラブは、「ボートレース大村サポーターズクラブ」（以下「本会」という。）と称する。

## 第2条（目的）

本会は、ボートレース大村が行うボートレース事業について、店舗・施設等（以下「店舗等」という。）の支援・協力により、大村市内はもとより県内外に広く広告宣伝活動を展開することで、ボートレース事業に対する理解と認知度を高め、ボートレース事業に期待されている更なる社会貢献の実現及び地域経済の活性化を目指すことを目的とする。

## 第3条（運営主体）

本会の運営については、大村市競艇企業局企画課（以下「企業局」という。）が行うものとする。

## 第4条（会員）

本規約における「会員」とは、第5条による資格を有しており、第6条による入会申込により企業局が入会を承諾した店舗等をいう。

## 第5条（入会資格）

1. 本会の会員は以下の条件を有することを必要とする。
  - (1) 飲食・小売・サービス業その他業種は問わず事業を営んでいること
  - (2) 前号の事業が長崎県内で営まれていること
  - (3) 第2条の目的に賛同し、ボートレース事業の広告宣伝活動に協力できること
2. 前項の条件を有していても、次のいずれかに該当する場合は入会ができないものとする。
  - (1) 入会申込時の記載事項に虚偽等がある場合
  - (2) 店舗等の代表者が20歳未満である場合
  - (3) いわゆる暴力団組員、構成員や関係者が営業に関わっていると企業局が認める場合
  - (4) 過去に第9条第1項以外の理由により会員登録が抹消されている場合
  - (5) その他、会員として不相当であると企業局が認める場合

## 第6条（入会申込）

1. 本会への入会申込は本規約の内容に合意する場合のみ、企業局に対して所定の入会申込書の提出により行うものとし、入会費は発生しないものとする。
2. 会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に合意しているものとみなす。

## 第7条（有効期間及び更新）

1. 会員の有効期間は、入会申込の対象となる年度の4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。また、前記の期間中に入会した会員の有効期間満了日も同様に3月末日までとする。
2. 有効期間の満了までに退会申出の連絡がない場合、会員資格は次年度も自動的に更新されるものとし、年会費は発生しないものとする。

## 第8条（譲渡等の禁止）

会員としての資格、権利等は第三者に譲渡・売買等はいできないものとする。

## 第9条（退会）

1. 会員は、随時、申出により本会を退会できることとする。ただし、企業局が退会の申出を受理した時点から会員の資格を失うものとする。
2. 企業局は、会員が次の各号に該当した場合、申出を待たずに本会を退会したものとして取り扱うことができるものとする。
  - (1) 事業の廃止もしくは変更又は事業の譲渡を行ったとき
  - (2) 営業停止又は営業登録の取消等の処分を受けたとき
3. 企業局は、前項各号の他、会員が本規約に違反した場合などは、当該会員に事前に通知することなく、退会の処分を行うことができるものとする。

## 第10条（活動内容）

1. 会員は、第2条に掲げる目的達成のため、主に店舗等への来客・来訪者に対して、次の各号におけるボートレース事業の広告・宣伝等について積極的に協力するものとする。
  - (1) ボートレース大村のレース開催・発売日程ポスター・携帯カレンダーの掲出・配置
  - (2) ボートレース事業関連の広告等が掲載されたフリーペーパーなどの配置
  - (3) 特定（グレード）レース開催時におけるレース・イベント・サービス等のポスター・チラシ・のぼり旗の掲出
  - (4) ファンサービス企画・イベント等への参加・協力（提案含む）
  - (5) ボートレース事業・ボートレース大村に対する提言や意見交換・アンケートへの協力
  - (6) その他本会の目的達成のために必要な活動
2. 前項各号における活動は、会員である店舗等の営業の中で可能な範囲で行うものとし、全ての活動を資格条件とするものではない。

## 第11条（会員特典）

1. 会員は、本会が定める次の特典を受けることができるものとする。
  - (1) ボートレース大村キャラクターを用いたサポーターズクラブ加盟店ステッカーの進呈（2枚）
  - (2) ご招待チケットの進呈（年間12セット）【1セット：入場券1枚・食事券500円×2枚・指定席券1枚】
  - (3) ボートレースオリジナルカレンダーの進呈（5部）
  - (4) ボートレース大村ホームページ内での店舗・施設名の紹介および希望に応じて店舗・施設ホームページへのリンク・誘引
  - (5) ボートレース大村場内における告知スペースの利用（店舗・施設の紹介パンフレット、イベント等のポスターや貼紙等の掲出）
2. 前項各号のほか、特典については時節やイベント等に応じて随時追加することができるものとする。

## 第12条（規約の変更）

企業局は本規約の変更が必要と判断した場合、会員の承諾なく変更できるものとし、変更後は直ちに通知をすることで全ての会員に適用されるものとする。

## 第13条（本会の終了）

企業局は事前に会員に対して通知することにより、本会の運営を終了し、会員に対する各種サービス等の提供を中止することができるものとする。

附則 本規約は平成26年4月1日から施行する。